

経営者のための法律相談Q&A その50

架空請求今昔物語

1 架空請求の歴史

先日、「全国で多額の被害を出している架空請求詐欺事件について、愛知県警をはじめとする合同捜査本部が全国ではじめて、印刷拠点を摘発した」というニュースを見ました。架空請求は、内容を変えながら繰り返されてきた詐欺行為ですが、いつ、みんなの下に架空請求がやってくるとも分かりません。そこで、本稿では架空請求で騙されないためのポイントをお伝えしていきます。

消費者庁のホームページによれば、架空請求が急激に増加したのは、2002年度ころ、Eメールの普及に合わせて、手軽に、不特定多数に架空請求を行えるようになったからでないかと分析されています。その後、メールでの架空請求の被害件数は低下していくますが、最近では、冒頭でも述べたように、ハガキや封書など一見アナログな方法も利用する様になってきたのです。このようなハガキによる架空請求が増加したのは、2017年度からのことです。メールでの架空請求に対する対策が進んだがハガキや封書で来ると、「本物」の請求のように見え

るなどの理由があるのではないかでしょうか。

諸官庁の公表によれば、最近の架空請求は、「法務省」や「裁判所」を騙り、「総合消費料金」や「民事訴訟最終通達書」などと記載しているようです専門家からすれば、これらのハガキは一看して嘘であると分かります。そこで、「法務省」や「裁判所」を騙るハガキの「嘘」を暴いていきましょう。

2 架空請求の「嘘」

① 法務省を騙る架空請求

法務省を騙るハガキは「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」などと記載されており、連絡しないと「訴訟」するぞ、と迫るわけです。

このような書類は明らかに嘘です、行政に属する法務省が、司法である裁判所の通知を行うことはあり得ません。裁判や訴訟に関する書類は、「裁判所」から届くものであつて、それ以外から届くことはないのです。

② 裁判所を騙る架空請求

内容としては法務省を騙るものと同様で、「訴訟」が起きているから連絡しないと財産が差し押さえられるぞ、確認をしましょう。

このような書類も、嘘です、まず裁判所から送付されてくる訴訟が提起されたことを示す書類「訴状」といいます)は、普通郵便ではありません。「どこ」の裁判所が送付したものか(例えば「広島地方裁判所」や「東広島簡易裁判所」など)が、明記されています。また、記載されている電話番号は公表されている、裁判所の番号ではありません。

3 架空請求対策

以上のようない点をみれば、架空請求であることは見抜けるわけですが、詐欺に遭わないためにはどうしたらよいか、ポイントを押さえていきましょう。

① 書かれた電話番号に電話をしない

架空請求はすぐに連絡をするように、迫ってきます。しかし電話をしたら詐欺師の思うつぼです。言葉巧みに、お金を騙し取ります、絶対に電話をしてはいけません。

その電話番号は本当に官公庁の番号ですか?官公庁は電話番号を公表しています。公表された電話番号を確認して、間違いがないかを確認しましょう。

② 差出人を調べてみる

以上で嘘が見抜けば、無視をしたらいいわけですが、心配が残るようであれば、記載された電話番号は無視して、差出人とされている官公庁に直接確認をしましょう。

4

詐欺被害に遭わないために

「浜の真砂は尽きるとも、世に盗人の種は尽きまじ」とはよく言つたもので、詐欺師も尽きることを知りません。その対象が、いつ、みなさんや、みんなの大切なご家族やご友人に及ぶとも限りません。

詐欺被害に遭わないための最大の対策は、ご自身で判断せず、専門家や専門窓口に相談することです。「これくらいのことで相談するのは」と考えてしまつては詐欺師の思うつぼです。「怪しい」と思つたら、どんな小さなことでも、お一人で悩まず、専門家にご相談ください。(本稿担当 大橋真人)



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-10025
東広島市西条中央7丁目三番三五号

☎ 0493-17100 国 0493-17101
弁護士 福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子・
加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薰・中江詩穂・

大橋真人・辻直樹